一般財団法人日本ジャンプロープ連合　支部規約

（目的）

第１条　この規約は、日本国内でジャンプロープスポーツに関連する活動を各地域で普及・振興を円滑に推進するために、一般財団法人日本ジャンプロープ連合（以下、本部）傘下の地域や各都道府県を代表する団体を支部として設立し、その規範を定めるものとする。

２．　各支部は、本部の活動を補助し、各地域に根ざした普及、振興活動を本部と連携しながら一般財団法人法を準拠する活動を管轄地域内で実施する。

（名称等）

第２条　各都道府県における支部の名称は、任意団体の場合、「日本ジャンプロープ連合（都道府県名）支部」とする。

２．　各都道府県における支部の名称は、法人の場合、「（都道府県名）ジャンプロープ連合」とする。

3.　本部が別に書面により了承した場合は、その所在を別団体との同居や名称の併記を可能とする。

4.　支部は、本部が別途指定する規定に従って、本部ないし支部の名称、ロゴ、その他の素材を使用するものとし、独自の名称・ロゴ等の使用は行わないものとする。

5.　支部は、第三者に対して、すべての取引や契約または告知物等への名称の明示等が必要な場合は、事前に書面等で本部の了承を得なければならない。また、主体が支部であることを明確に示すため、支部名を必ず明示するものとする。

（支部団体の義務）

第３条　支部は、独立した団体として、所管の都道府県に必要な届出を行い、団体としての人格権等を公に取得し、法的な存在を明示し、その法的権利を確立するものとする。

２．　支部は、独立した団体として、各支部が属する法律に準拠した経理処理等を実施し、所管の税務署等行政機関への届出や納税義務を延滞無く行うものとする。

３．　支部は、主体的な第三者との取引や契約等について、その道義的、法的義務と責務を独立した団体として有するものとする。本部は、その義務、責務、損害等を一切負わないものとする。

（設立申請等）

第４条　　各都道府県支部の設立は、この規約及び本部の定める申請を行い、健全性、発展性、継続性等を本部が審査して承認することにより設立が認められるものとする。

（事業）

第５条　　支部は、第１条の目的を達成するため、所管する地域内で本部の承認を得て、通年で次の事業を継続して行うものとする。

(1)ジャンプロープスポーツ普及振興に関する活動
(2)競技会、講習会、イベント等の開催
(3)広報活動（ホームページの開設等含む）
(4)その他、上記に関連する必要な事業

（所在地等）

第６条　　支部は、所管する地域内に所在地を設置し、連絡先や設備等を準備し、運営する。

（人員等）

第７条　　支部は、本部の承認を経て、運営を担う責任者１名をおく。

２．　支部の長である責任者の肩書きは「支部長」とする。

３．　支部長は、支部の運営や所属する人員の一切の責任を負うものとする。

４．　支部の運営に支障がない場合は、支部組織の構成や人数を本部は問わない。

５．　支部は支部長１名、支部長補佐役２名、監事１名の役員を配置し、作業分担及び責任の所在を明確に記した上で本部に申請を行い、本部の承認を得るものとする。
但し、都道府県支部の設立当初は本部の承認を得て、支部長１名のみの体制から始めることも例外的に認めることとする。

（会員）

第８条　　会員は本部に登録され、本部が会費の徴収や情報管理を行う。支部は、独自に会員を募集、登録、所属させることはできない。但し、本部が書面等で支部から要望を受け、承認した場合は、その限りでない。

２．　支部は、所管する地域の会員情報を本部と共有することができる。但し、本部が支部の個人情報に関する取扱いについて、情報管理や設備、人員等に不備があると判断した場合は、その限りでない。

（会費）

第９条　　支部は、本部の承認を得ずに支部独自に会費を徴収してはならない。

2.　第４条で承認された支部は、本部の定める規約、規定、各種ガイドライン等に反する行為が判明した場合、その他支部として適正な事業運営を行えないと認める場合には、前項の承認の取消し、脱退、その他必要な処分を行うことができるものとする。但し、その処分を決定する前に、本部に対して意見を述べる機会を与えられるものとする。

（報告義務）

第 10 条　　支部は、法令で定められる様式により、毎事業年度終了後に法的な届出や納税等の処理を完了した後１ヶ月以内に、次の事項について本部に報告し、承認を受けるものとする。

（1）事業計画及び予算
（2）事業報告及び決算
（3）総会及び役員会等の議事録
(4) その他、本部に報告する必要があると判断されるもの

2.　本部は、支部の適正な運営を担保するために、設立後は運営、組織及び活動状況に関して、逐次報告を求めることができる。また、本部が支部の活動に疑義が生じていると判断した場合、本部職員または本部の指定する者が、支部に予告なく訪問し、支部の帳簿、書類等資料の閲覧、複写及び関係者への質問等を行い調査、報告の代行をすることができるものとする。

(加盟及び加盟期間)

第 11 条　　支部は、設立承認と同時に本部に加盟する団体として承認されたものとする。

２.　支部の加盟期間は、本部から加盟が承認された日から２年経過後の最初に到来する事業年度末日までとし、事前に本部又は支部による意思表示がないかぎり、翌期間に自動更新されるものとする。

（解散等）

第 12 条　　支部は、本部加盟を脱退する場合は、その理由を付した脱退届を提出し、本部の了承を経て脱退し、法的な解散手続きを開始する。

2.　支部が、以下に該当する場合は、本部の指示により解散するものとする。

（１）この規約に定める義務や法令違反行為が判明したとき
（２）公序良俗に反する行為や反社会的行為があったと判明したとき
（３）反社会的団体との関係が明らかになったとき
（４）人員や予算が不足し、組織の適正な管理運営が不可能なとき

3．　支部が、適正を欠いた運営等を行った場合に、本部は次の処分を行うことができる。

（１）組織運営及び業務改善の指導
（２）組織運営及び業務改善の勧告
（３）助成・援助等の中止又は減額
（４）組織運営及び事業の停止
（５）加盟組織からの除名、組織の解散

（規約の変更）

第 13 条　支部の規約は，この規約に定めるもののほか、必要な事項は、本部が理事会の承認を経て変更することができる。

2．　変更された支部規約は、各支部に提供された後、支部運営はその規約に律するものとする。

（協議）

第 14 条　本部と支部は、逐次協議して問題の解決を図り、目的達成のために協力し、円滑な運営を推進するものとする。

附則
令和３年４月　日制定
令和３年４月　日施
令和５年 10 月　改訂